

# 紫水会会則

## 名称

第1条 本会を紫水会と称する。

## 目的

第2条 会員相互の連絡を密にし、学識の向上と親睦をはかることを目的とする。

## 会員

第3条 満州医科大学原内科および大阪医大内科学I教室に在籍した者ならびに在籍中の者を会員とする。  
なお、教室ゆかりのものを会友とすることができる。

第4条 本会の会員は会費を納入する。その額については総会の議決を経て定める。但し、70才以上の会員、会友、物故会員は、これを免除する。

## 役員

第5条 本会に下記の役員をおく。

会長および常任幹事2名（内学外1名、学内1名）。これに加え当番幹事若干名を別に定める。

第6条 会長は、現職主任教授とする。

第7条 常任幹事の任命は、会長がとれを決定する。次期当番幹事は幹事会において選出することとする。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括し役員会議を招集する。幹事は、幹事会を組織し、会務一般を行なう。常任幹事は、庶務、会計、その他一般の業務を行なう。当番幹事は、総会の運営と機関紙の発行を司る。

第9条 常任幹事の任期は4年とし、当番幹事の任期は2年とする。すべての役員は任期終了後も、後任者の選出および指名あるまではその職務を行なう。

第10条 会長に事故あるときは、その代行は幹事会の協議によるものとする。

第11条 退官した会長は、名誉会長となる。

## 事務局

第12条 本会の事務局は、内科学I医局内におく。

第13条 内科学I医局長は、常任幹事を補佐し、会計管理の業務に当たる。

## 会議

第14条 本会は通常総会、臨時総会、幹事会を開催する。会議の審議の議決は、出席者の多数決による。賛否同数の時は、議長がこれを決する。

第15条 通常総会は、毎年1回会長がこれを招集し、原則として秋期に開催する。通常総会においては、次の事項を附議および報告する。

- (1) 庶務および会計に関する件
- (2) 事業に関する件
- (3) 会員および教室の近況報告
- (4) その他

- 第 16 条 通常および臨時総会を招集する場合は、日時、場所、議案を、会長がこれを会員に通知する。
- 第 17 条 臨時総会は、本会に関し特に必要な事項がある時、幹事会の議決を経て会長がこれを招集する。
- 第 18 条 総会および幹事会の議長は、学外常任幹事が担当する。
- 第 19 条 会議録は、学内常任幹事が作成し、会長が保管する。

## 事 業

- 第 20 条 本会は、次の事業を行なう。
- 機関誌の発行(原則として 2 年に 1 回発刊する)
  - 本会ならびに教室に関する記録の作成および保管
  - 研究の奨励
  - 慶弔(会員本人に限る)
  - その他

## 経 理

- 第 21 条 本会の会計報告は幹事会において作成し、学内常任幹事の報告により総会において承認を得なければならない。
- 第 22 条 本会の庶務は、会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

## 会則変更

- 第 23 条 本会則は、会員総数の 3 分の 2 以上(委任状を含めて)の議決を経たうえで変更することができる。

## 附 則

- 第 24 条 本会則の施行について必要な細則は、役員会議において議決し、総会の承認を得るものとする。
- 第 25 条 本会則は、平成 4 年 11 月 29 日より実施する。

# 紫水会会則第 20 条研究の奨励の細則について

## 研究の奨励細則

### (1) 研究奨励賞

#### ①主 旨

紫水会会則第 20 条研究の奨励の一環として紫水会研究奨励賞を設ける。本研究奨励賞は紫水会会員中若手研究者を対象とし、その研究成果に対して授与されるものである。

#### ②選 考

- 1) 選考にあたっては紫水会研究奨励賞選考委員会を設ける  
その委員会は紫水会役員より構成される。
- 2) 選考資格は 40 才以下の紫水会会員で、対象は当該紫水会総会年度内に発表された論文の中より、優秀と認められた論文に対して授与される。
- 3) 選考方法：選考委員会は医局および関連施設より推薦された論文の中から毎年若干名選考し、会長に推薦する。
- 4) 表彰は紫水会総会において、受賞者に対して会長が表彰状および金一封を授与する。